

2 教育委員会の取組

教育委員会は、学校がこどもの安全・安心を守り、いじめの防止等に組織的に取り組むことができるよう、学校を支援する役割を担います。また、家庭や地域、関係機関との連携を進めながら、こどもが安心して学び、成長できる環境整備に取り組めます。

(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

法第 14 条第 1 項の趣旨を踏まえ、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

(2) 教育委員会の附属機関の設置

① 堺市いじめ防止等対策推進委員会

法第 14 条第 3 項の規定に基づき、本市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、「堺市いじめ防止等対策推進委員会」を設置します。

② 堺市いじめ重大事態調査委員会

法第 14 条第 3 項及び第 28 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会のいじめ重大事態の調査組織として、「堺市いじめ重大事態調査委員会」を設置します。

委員は法律、医療、心理、福祉、教育等の専門家等の第三者で構成し、公平・中立な調査を行います。

(3) 教育委員会の取組

① 学校への支援

- 学校における「学校基本方針」の策定と見直し、生徒指導体制の確立、いじめ防止等の取組の推進等に関して、指導・助言を行うとともに必要な情報提供を行います。
- 人権教育や市民性を育む教育、多様性を認め合う学校運営、こどもの「居場所」と「出番」を大切にした授業改善等、学校におけるいじめ防止につながる日々の取組の充実を促します。
- いじめ防止授業や情報リテラシーに関する授業等、いじめの未然防止教育に関する教材やプログラムの提供を行います。
- 早期発見につながるシステムの構築などの環境整備を行います。
- いじめ事案が発生した際には、指導主事等による指導・助言を行うとともに、必要に応じて専門家の派遣や調査等を実施し、学校の組織的な対応の実効性を高めます。

○複雑化・深刻化した事案については、解決に向けて、弁護士、心理士、社会福祉士等で構成される専門家チームを派遣します。

② 教職員の資質・能力向上

○いじめの法の定義や組織的対応の在り方について共通理解を深める研修や、いじめ防止等の取組に関する研修を計画的に実施し、教職員の資質・能力の向上を図ります。

○いじめ防止等に関する研修の資料提供や、校内研修への指導主事派遣による指導・助言を行い、校内研修の充実を図ります。

③ 相談体制の充実

○こどもや保護者が安心して相談できるよう、教育相談、24 時間電話相談、一人一台端末等を活用した相談環境の整備等、相談窓口の充実を図ります。

○学校に、SC や SSW 等の専門家を配置し、学校における相談・支援体制の充実を図ります。

○相談窓口や相談機関については、こども、保護者、学校及び市民への周知を徹底します。

④ 学校・家庭・地域・関係機関をつなぐ取組

○学校・家庭・地域が連携してこどもを見守ることができるよう、いじめ防止等に関する啓発や情報発信を行います。

○保護者や地域住民の理解を深めるため、いじめに関する情報や相談機関について広く周知します。

○警察、こども相談所、法務局等の関係機関との連携を強化し、必要に応じて学校との橋渡しを行います。